

新潟県人事委員会障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 評価年度	令和7年度
2 目標	(1) 障害者雇用に関する理解促進 (2) 障害者選考考査の適正実施 (3) 障害者の活躍の場の拡大推進
3 取組内容の実施状況	
(1) 障害者雇用に関する理解促進	○ 障害者の活躍を推進する体制整備 障害者雇用推進員として、人事委員会事務局長を選任した。 ○ 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 障害を有する職員の配置はなかったため、職務の選定・創出は行っていない。 ○ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 新潟労働局の出前講座「障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、障害者雇用に関する知識を付与する機会を設けた。
(2) 障害者選考考査の適正実施	○ 募集における取組 障害者が必要な情報を得られるよう、募集案内を、県のホームページに掲載するほか、ハローワーク等関係機関をはじめ、特別支援学校や障害者団体等を通じ周知を行った。 なお、募集に当たっては、以下の取扱いを行わなかった。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 選考考査における取組 選考考査に当たっては、障害者がその能力を十分発揮できるよう、拡大文字等による受験やパソコン等の持込使用、面接における手話通訳者の同席等を認めるなど、障害の特性に配慮し、実施した。
(3) 障害者の活躍の場の拡大推進	新潟県が定める障害者多数雇用事業者（スマイル・カンパニー）への発注により、障害者の活躍の場の拡大を推進した。
4 取組内容の実施状況に対する点検結果	職員の障害者雇用に関する理解促進、障害者選考考査の適正実施及び障害者の活躍の場の拡大推進ともに計画どおりに実施できた。 引き続き、目標達成に向けた取組の実施を図っていく。